

平成 29 年 10 月 27 日

## ネーミングライツの実施について

ネーミングライツとは

ネーミングライツとは、公共施設等に名称を付与する権利（命名権）及びこれに付帯する諸権利等をいいます。

この場合の愛称とは、一般的な呼称として用いられる名称をいい、市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではありません。

市民（利用者）、企業、市（行政）の間で、それぞれメリットがあるウィン・ウィンの関係構築とされています。

バス停へのネーミングライツを実施している自治体

文京区、大和市など

実施内容

実施予定時期	平成 31 年 4 月～
命名料	年間〇万円
	参考：西東京バス株式会社 年 5 万円／1 バス停（1 年～）
	文京区 年 38 万円／1 バス停（3 年～）
	大和市 年 12 万円／1 バス停（3 年～）

最低命名期間	3 年～
命名できないバス停	羽村駅東口、羽村駅西口、小作駅東口、小作駅西口、羽村市役所、図書館・ゆとろぎ、郷土博物館、保健センター、福祉センター、スポーツセンター、水道事務所、福生病院、いこいの里